

## 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

- ・ 政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、大きな地域的偏在が生じないように周知・広報を行ってきたところ。
- ・ 登録政治資金監査人の登録者数は4,783人（平成28年9月30日現在）>国会議員関係政治団体数3,326団体（平成26年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）
- ・ 政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階。
- ・ 政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）ことを踏まえ、当委員会では、これまでも政治資金監査の質の確保を図るため、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところ。
- ・ これらに加え、更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを設け、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施してきたところ。

### 【現況及びこれまでの取組】

#### ① 取組の概要

##### ア 経緯及び現況

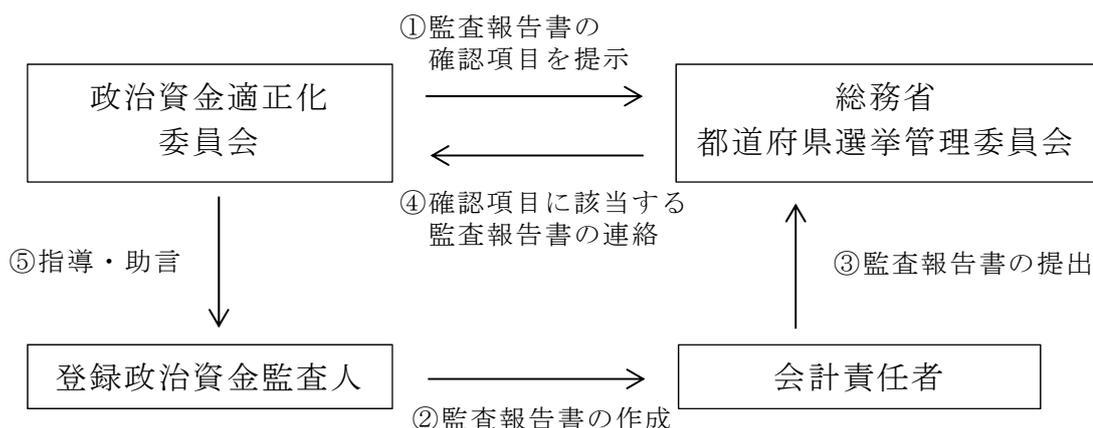
- ・ 当委員会における政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言に係る取組は、これまで登録政治資金監査人一般に対する研修形式を中心に行ってきたところ。
- ・ 政治資金監査報告書について、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が当初平成21年分は91.2%だったのに対し、平成25年分は97.1%、平成26年分は97.7%となり、政治資金監査の適確な実施が、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。
- ・ しかしながら、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱

した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきであった収支報告書の誤記はいまだ散見される状況。

- 平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から具体的な取組を開始。
- 平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組においては、要旨が公表された国会議員関係政治団体の収支報告書(定期分)の件数及びそのうち個別の指導・助言の対象となった件数は、2,969件中19件であり、全体の0.6%にとどまる結果となったところ。

## イ 個別の指導・助言の取組の概要

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み(イメージ)>



- 取組の結果を政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して政治資金監査報告書の記載状況等に関する注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図ることを目的。また、取組の結果、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務について、将来的には効率化が期待。
- 個別の指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるため、「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」及び「収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合があるもの」とで構成される確認項目を策定。
- 都道府県選管等において平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、  
(ア) 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都

道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。

(イ) 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告。

(ウ) 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

- ・ 個別の指導・助言の対象とする報告の範囲及び手法について、
  - (ア) 確認項目に関する報告のうち政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、すべて個別の指導・助言の対象とし、個別の指導・助言は文書により実施。
  - (イ) 確認項目に関する報告のうち収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものについても、(ア)と同様。
  - (ウ) 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

## ② 個別の指導・助言の実施

### ア 平成26年分の収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の実施

- ・ 個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のあった政治資金監査報告書等の件数は、それぞれ合計17人、19件であり、その全てが、収支報告書に係る確認項目である、収支報告書上に金額の不整合があるもの。
- ・ 個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対して、当委員会から文書により注意喚起を実施。

### イ 平成27年分の収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の実施

- ・ 平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても、引き続き政治資金監査の質の向上を図っていくため、本取組の継続を決定。
- ・ 平成27年分の取組から、平成26年分の取組において確認項目以外に関する報告とされていたもののうち、都道府県選管等の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合には、原則として、個別の指導・助言の対象と整理。

※ このほか、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のあった政治資金監査報告書の件数等を記載する予定。

ウ 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

※ 上記ア及びイの取組結果についての関係者への周知状況等を記載する予定。